（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

	国又は地域		［略］	オーストラリア	キリバス	サモア	［略］	トンガ
	種別	単位		オーストラリア・ドル	キリバス・ドル	サモア・タラ		パ・アンガ
3	旅券法(昭和26年法律第267号)第5条第1項本文の一般旅券の発給 (旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第382号)による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令(以下「改正前の政令」という。)第1条第6項の適用を受ける場合(10年旅券：永住目的等))			30	30	57		51
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(10年旅券：JICA関連))			7	7	14		13
4	旅券法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給 (改正前の政令第1条第6項の適用を受ける場合(5年旅券：永住目的等))			20	20	38		34
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(5年旅券：JICA関連))			5	5	10		9

改正前

	国又は地域		［同上］	オーストラリア	［項を加える。］	サモア	［同上］	トンガ
	種別	単位		オーストラリア・ドル		サモア・タラ		パ・アンガ
3	旅券法(昭和26年法律第267号)第5条第1項本文の一般旅券の発給 (旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第382号)による改正前の領事官の徴収する手数料に関する政令(以下「改正前の政令」という。)第1条第6項の適用を受ける場合(10年旅券：永住目的等))			30		57		51
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(10年旅券：JICA関連))			7		14		13
4	旅券法第5条第1項ただし書の一般旅券の発給 (改正前の政令第1条第6項の適用を受ける場合(5年旅券：永住目的等))			20		38		34
	(改正前の政令第1条第7項の適用を受ける場合(5年旅券：JICA関連))			5		10		9